

令和 7 年第 3 回定例会  
斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 5 日  
午前 9 時 0 0 分開議  
於 斑 鳩 町 議 会 議 場

---

1, 出席議員 (12 名)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 溝 部 真紀子 | 2 番  | 齋 藤 文 夫 |
| 3 番  | 中 川 靖 広 | 4 番  | 小 城 世 督 |
| 5 番  | 伴 吉 晴   | 7 番  | 嶋 田 善 行 |
| 8 番  | 井 上 卓 也 | 9 番  | 横 田 敏 文 |
| 10 番 | 宮 崎 和 彦 | 11 番 | 濱 眞理子   |
| 12 番 | 木 澤 正 男 | 13 番 | 奥 村 容 子 |

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 福 田 善 行 | 係 長 | 吉 川 也 子 |
|--------|---------|-----|---------|

---

1, 地方自治法第 121 条による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 中 西 和 夫 | 副 町 長     | 加 藤 恵 三 |
| 教 育 長   | 山 本 雅 章 | 総 務 部 長   | 西 巻 昭 男 |
| 総 務 課 長 | 松 岡 洋 右 | 安全安心課長    | 曾 谷 博 一 |
| 政策財政課長  | 中 尾 歩 美 | 住民生活部長    | 中 原 潤   |
| 住民生活部次長 | 北 典 子   | 福 祉 課 長   | 大 塚 美 季 |
| 国保医療課長  | 猪 川 恭 弘 | 子育て支援課長   | 佐 谷 容 子 |
| 都市建設部長  | 上 田 俊 雄 | 建設農林課長    | 田 口 三十士 |
| 地域振興課長  | 福 居 哲 也 | 会 計 管 理 者 | 安 藤 晴 康 |
| 教 育 次 長 | 本 庄 徳 光 | 教委総務課長    | 仲 村 佳 真 |

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 13 番 奥村議員

1. 親も子どもも、安心して学校園所生活を送るために

- (1) 学校園所生活での親と子どもたちの悩みに寄り添う相談窓口の設置について。

## 2. 難聴への理解

- (1) ヒアリングフレイルの予防対策について。

### 〔2〕4番 小城議員

#### 1. 赤ちゃんの駅（授乳・おむつ替えスペース）の整備と周知について

- (1) 現在、斑鳩町内における「赤ちゃんの駅」の整備状況と設置施設数はどのようなになっているか。
- (2) 公共施設以外（観光施設や商業施設等）との連携による整備促進の可能性はあるか。
- (3) 利用者が容易に場所を把握できるよう、案内板、町内マップ、公式ホームページなどでの周知を進める考えはあるか。
- (4) 「赤ちゃんの駅」の整備に向けた補助制度や、登録制度の創設を検討してはどうか。
- (5) 町として、今後どのように赤ちゃん連れの外出支援に取り組む方針か。

#### 2. 地域防災・防犯における若年層の役割強化について

- (1) 若年層参加の現状把握。地域防災訓練や防犯活動における若年層（20～40代）の参加率はどの程度か。年代別の防災・防犯意識調査を行っているか。
- (2) 若年層参加促進策の検討。夜間・休日に対応した訓練や活動スケジュールの工夫は検討されているか。子ども連れでも参加しやすい防災イベントの導入実績は。
- (3) デジタルツールの活用。SNSやアプリを活用した防災・防犯情報共有の現状と課題。LINEオープンチャットなど若者に馴染みあるツール導入の可能性。
- (4) 学校・企業・地域連携。高校や大学と連携した「地域防災教育プログラム」の取組みはあるか。企業との防災協定（帰宅困難者対策など）と従業員の地域参加支援策。

### 〔3〕2番 齋藤議員

1. まるごとまちごとハザードマップ設置の推進について
  - (1) まちごとまるごとハザードマップの設置状況について。
  - (2) まちごとまるごとハザードマップ設置場所の増加について。
  - (3) まちごとまるごとハザードマップの設置位置について。
2. 斑鳩町を中心とした広域観光の推進について
  - (1) 観光における隣接自治体との連携など広域観光の推進状況について。
  - (2) 旅先納税の取組みについて。
  - (3) 近隣市町との連携のあり方や広域観光へ向けて斑鳩町の役割について。
3. 災害から文化財を守る対策の推進について
  - (1) 斑鳩町に存在する文化財などの保存場所や管理状況について文化財センターや町立図書館の現状。
  - (2) 自然災害から法隆寺を守る対策について。
  - (3) 山火事を防止する活動について。
  - (4) 山火事など火災から文化財を守る対策について。
4. 高齢者優待券交付事業の有効活用について
  - (1) 高齢者優待券の交付状況、利用状況、利用率などについて。
  - (2) 高齢者優待タクシー乗車券や外出支援タクシー助成券の利便性向上について。
  - (3) 高齢者優待券の利用範囲の拡大について。

〔4〕 12番 木澤議員

1. 少人数学級編製の充実について
  - (1) 2025年度の小・中学校の学級編製の状況について。
  - (2) 特別支援学級の子どもも含めた学級編制の考え方について。
  - (3) 国・県の学級編製の基準と町の学級編制の考え方について。
2. 補聴器購入費助成制度の拡充について
  - (1) 制度導入時からの各年度ごとの予算額と実績について。
  - (2) 日本聴覚医学会難聴対策委員会が補聴器を使い始めるのに推奨している難聴レベルは40db以上だが、この委員会が推奨する基準に対する町の見解は。
  - (3) 現在の50dbから40dbまで補助対象を広げると、年間どれぐらい

の利用増が見込まれるのか。

(4) この基準まで補助対象を拡充することに対する町の見解は。

3. 国民健康保険被保険者への資格確認書の発行について

(1) マイナ保険証の取得状況と一体化解除の申請状況について。

(2) マイナ保険証利用時のトラブルや住民からの相談状況について。

(3) 国民健康保険被保険者全員に資格確認書を発行することに対する町の見解は。

4. 自転車用ヘルメット購入費助成制度の創設について

(1) 自転車ヘルメットの着用率について。

(2) 自転車ヘルメットの着用が進まない要因について町の見解は。

(3) 奈良県下の助成実施自治体の状況について。

(4) 斑鳩町でも町民の命と安全を守るため、購入費助成制度を創設すべきと考えるが町の見解は。

〔5〕 1 番 溝部議員

1. 学校における熱中症防止対策について

(1) 熱中症予防の対策として「暑熱順化」がありますが、学校での取り組みや、家庭への周知について。

(2) 体育の授業活動（プール授業含む）における熱中症防止に対する活動実施の判断基準について。

(3) 熱中症対策により授業ができなくなった場合の代替措置について（プール授業が出来る期間が限られているが必要な授業数の確保はできるのか）。

(4) 水泳授業の民間委託について。

2. カスタマーハラスメントについて

(1) 昨年カスタマーハラスメントに関する対応指針を策定されましたが、効果、課題について。

(2) 職員の名札表記について。

〔6〕 11 番 濱議員

1. 生理用品の無償配布について

- (1) 配布の現状について。トイレ内に配布のお知らせと受け取り希望カードを設置しているのはどこですか。
  - (2) 複数回の受け取り者はどれほどですか。
  - (3) 代理での受け取りはありますか。
  - (4) 女性職員が手渡すときの気遣いについて実施していることは何ですか。
  - (5) コロナ関連等で収入減など生活が厳しい中で生理用品の無料配布が女性支援として全国に広がりました。現在の物価高騰はますます激しく生活を圧迫しています。この支援が継続していることを改めて周知されるべきだと思いますがいかがですか。
  - (6) 町立小中学校の女子トイレ内に生理用品が置かれました。学校は児童・生徒からの意見を尊重して実現されたものです。児童・生徒の反応はいかがですか。
  - (7) 他町では公共施設のトイレ内に生理用品配置を行いました。公民館や図書館等の設置は好評と聞いています。当町での実施についていかがですか。
2. 介護報酬引き下げによる介護事業所の廃業等について
- (1) 事業所数が減少したことが利用者に与える不利益について。訪問介護の利用状況はどのように変化したのか。

〔7〕 10番 宮崎議員

1. 公共施設の老朽化について
- (1) 点検。
    - ①目視 ②コンサル
  - (2) 対策として。
    - ①修繕 ②建替え
2. 外国語表記について
- (1) 町内在住の外国人数
  - (2) 公共施設においてどのような表示が必要なのか。
  - (3) 何か国語が必要と考えられるか。

1，本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、親も子どもも安心して学校園所生活を送るために、学校園所生活での親と子どもたちの悩みに寄り添う相談窓口の設置についてでございます。

社会環境が多様化し複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などが寄せられ、学校だけでは解決し難い事案について、学校運営上の大きな課題との認識が今、強まっております。

東京の立川市で起きました小学校侵入事件は、同校に子どもを通わせている母親の知人の男性2人が校内に乱入、止めに入った教師5名に顔面打撲等のけがを負わせたものでございます。駆けつけた警官によりまして男2人は現行犯逮捕されました。

この事件のきっかけは、同じクラスの女兒2人の間のトラブルから、自分の子どもがいじめられていると担任教師に相談をしていましたが、納得した答えが得られなかったため知人男性2人に相談、男性2人を連れて学校に侵入、暴行事件を起こしております。

ここまでの事件になってしまいますと、子どもたちにも親たちにも、また教師たちにとって暗い影を残し、尾を引いてしまいます。日本中の学校現場で精神的に追い込まれ、休職や退職していかれる先生たちがいらっしゃいます。

斑鳩町の現状はいかがでございましょうか、お伺いをいたします。

○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。

○教育次長(本庄徳光君) おはようございます。

学校や幼稚園、保育所における教職員等の精神疾患による休職や退職の状況、またそうした問題に対する本町での取組みについてのご質問でございます。

文部科学省において実施をされました公立の小学校、中学校、高等学校等における全国の教職員を対象とした公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、最新の令和

5年度の調査結果では、教員の精神疾患による病気休職者数は全教育職員数の0.7%に当たる7,119人にのぼり、令和2年度の5,203人と比較をいたしまして1,916人増えており増加傾向となっております。

こうした中、本町における昨年度、令和6年度の町立小・中学校の精神疾患による教職員の休職者数は2名、退職者はおりませんでした。

また、町立幼稚園、町立保育所では、精神疾患による休職者及び退職者はともにございませんでした。

教員不足の問題が全国的に深刻化し、学校での働き方改革の一層の推進が求められる中、教職員の健康管理のため奈良県教職員共済組合では、臨床心理士等への面接による心の健康相談室を開設をされております。

また、町立小・中学校では、奈良県から派遣されておりますスクールカウンセラーに加え、本町独自で任用しておりますスクールカウンセラーが教職員のカウンセリングにも当たっており、教職員が悩み事などを相談しやすい機会づくりを図っております。

また、幼稚園、保育所の職員に関しましては、公認心理師に悩み事などに関する相談が可能な職員カウンセリングを月2回程度、実施をしております。

加えまして、令和7年度からは町職員だけでなく教職員に対しても自身のストレス状態を把握し、早期に適切な対処を行うことができるようにするためストレスチェックを実施することとしております。

また本町におきましては、不当あるいは悪質な苦情等に対しまして、「斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する対応指針」を制定をしております。

本指針の対象には、町職員だけでなく公立小・中学校等に勤務する県費負担教職員、会計年度任用職員も含んでおり、不当あるいは悪質な苦情等に対しましては、本対応指針に基づき組織的に対応することとしております。

今後におきましても、教職員等の精神的な負担を軽減するための体制づくりや、一層の働き方改革を推進することにより、教職員等がこれまで以上に園児や児童生徒と向き合える時間を確保いたしまして、教育そして保育の質の向上につなげることができる環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。国としても強い危機感の下、学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指し、

市町村教育委員会に、学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーターを配置、学校や保護者から直接、相談を受け付けるとともに、申立てに応じ両者から必要に応じ聴取し、専門家の意見を聞きながら事案ごとに解決策を整理・提示するなどという事業内容を発表しております。

この事業につきましては、奈良県では天理市が手を挙げ、令和6年4月から「こどもまんなか」の視点から、ほっとステーション子育て応援相談センターを開設をいたしました。

この天理市の場合、設置の要因として、市長から、ひとつには、小・中学校、幼稚園、保育所に改革の提案を伝えていたが、現場からは余裕がない、疲弊しているという声しか戻ってこない。行政の立場から教育現場に首を突っ込むというわけにはいかないと思っていたが、既に見過ごすことができない状況になっているということでもあります。

2点目には、教職員があえて、荷が重い、管理職になるための昇格試験を受けない、このままでは校長・教頭のなり手がなくなる、教育実習に来た学生が疲弊した現場を目の当たりにして一般企業へ切り替える学生が多くなっている。

そして3点目は、天理市として市内全ての学校、幼稚園、保育園、こども園の職員にアンケートをとったところ、結果として、学校教育職員の77.5%と幼稚園、こども園、保育所職員の72%が「日常業務で保護者対応を負担に感じている」と回答したということでございます。

学校教職員の25.8%と、幼稚園、こども園、保育所職員の19%が「過去に保護者から納得のいかない理不尽なクレームの心労により1日以上休んだことがある」また「業務に支障が出た」と回答するなど、天理市としては深刻な状況が浮き彫りになったわけでございます。

4点目では、最近では働いている家庭が多く、保護者の要望に個別対応しようと思うと、夜の7時から8時に呼び出され、日付が変わるまで叱責されるケースも珍しくないと。

また5点目には、親の過度な要求に対して我慢して頭を下げた結果、子どもの口から、「うちの親が言えば学校は何でも聞いてくれる。先生を辞めさせろ」という発言まで飛び出したということでございます。

こうした状況を改善するために、天理市は保護者対応の窓口として、ほっとステーションを設置に至りました。この体制と働き方として、校長や園長を経験した退職者らが務める相談員15名と、5名の心理士がローテーションで相談に対応、過度な要求、攻

撃から教職員を守るため、ほっとステーション専属の顧問弁護士もそろえました。

基本的には、相談窓口では、電話、メール、来所などを通じて相談員と心理士がペアで対応、家庭ごとにカルテを作って事案の全体像を整理し、見立てて、そしてその子どもにどんな手だてが必要であるかの具体的な見通しを行い保護者に説明をする。必要に応じて教育総合センターや福祉部門と連携、子ども、保護者をサポートし、学校現場と情報共有が必要な場合、対応を講じていくというわけでございます。そしてまた、市長と教育長は全ての事案を把握して日々サポートを行っているということです。

現状として、開設から1年を経過して相談件数は248家庭、503件、現場訪問件数は291件、荒れていると聞くとすぐ飛んでいく先回り現場訪問をしているということです。結果として、中学校、小学校とも、残業が減っておるということです。

そして、退職者は令和5年が6名だったのが、令和6年は1名、休職者は令和5年が8名だったのが令和6年で3名に減っております。保護者対応による退職、休職者はゼロ名となりました。管理職の7割、教職員の33%が「負担感が軽減」と回答しております。

先生が授業づくりに専念できるので、子どもたちも「授業が楽しくなった」と感想を述べております。1年間で目に見える形で結果が出ております。

斑鳩町としても、学校問題解決のための支援体制の構築に向けた事業を参考にしてみられてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校や幼稚園、保育所における問題解決のための教職員に対する支援体制の構築に関するご質問でございます。

質問者がおっしゃいましたように、奈良県におきましては、天理市が文部科学省の行政による学校問題解決のための支援体制に向けたモデル事業を活用いたしまして、令和6年4月から、ほっとステーション子育て応援相談センターを開設をされ、公立の学校や保育所等へ子どもを通わせておられる保護者への相談事業を実施をされており、ほっとステーションが保護者からの苦情・相談に一元的に対応することにより、現場で働く教職員等の負担軽減を図る、全国的に見ても先進的な取り組みを実施をされているところでございます。

本町といたしましては、保護者からの苦情や相談等について、その内容をよく聞いた上で、第一義的にはそれぞれの小・中学校や幼稚園また保育所において対応していくべきものと考えております。

しかしながら、学校や幼稚園、保育所だけでは解決が難しい事案に対しましては、教育委員会事務局内に学校教育指導主事として2名の校長経験者を配置し、必要な助言を行うことや、学校や幼稚園と連携しながら直接、問題の解決に当たっているところがございます。

また、法的な相談が必要になった場合は、本町の顧問弁護士に教育委員会もしくは教職員等から相談できる体制を整備し、その対応に当たっております。

また、保育所、認定こども園につきましては、令和6年4月から設置をしていることも家庭センターと密接に連携をいたしまして、公認心理師による相談支援を行っているところがございます。

今後とも学校園所と保護者との間に問題が発生した場合には、その解決に向けて関係者が連携を密にし、子どもたちが安心して学校園所生活を送ることができる支援体制の構築に取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町の教育委員会は教育長をはじめといたしまして、職員の皆様また力あるスーパーバイザーの先生お二人がいてくださり、日々連携して朝早くから夜遅くまで働いていただいている、このことに本当に感謝を申しあげたいと思います。本当にありがたいと思っております。

しかし、今本当に力ある先生たち、また教育委員会の皆様がいらっしゃるわけですが、いつまでもその力ある皆様がその場にいらっしゃるわけではございません。ということで、やはりその人と人をつないでいく、そういう力ある人たちの人材育成、それを継続的に、人が変わってもたくさんの子どもたちや、また親御さん、そして先生たち、こういう悩みの声をしっかりと聞いていただきたいと思います。また、人材育成もよろしくお願いしたいと思います。

とにかく、教育長はいつもおっしゃっておりますけれども、やはり何かあったなと思ったとき、その発端が大事である。そこに全ての解決の糸口があると、そのようにおっしゃっております。たくさんの人たちの本当に小さな声をしっかりと聞いていただいて、これからも取組みをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、ヒアリングフレイルの難聴への理解、ヒアリングフレイルへの予防対策についてでございます。

難聴は、高齢者の健康上の問題のうち上位にある症状と言われております。70代男

性では5名から6名に1人、70代女性では10人に1人程度が日常生活に支障を来す難聴、これは聴力レベルが両耳とも40デシベルを超える程度を有していることが分かっております。その一方で、難聴は次第に進行していき日常生活では大きな支障を感じづらいことから、本人が気づかないうちに聞こえにくい状態になってしまっていることが多くあります。そして、難聴とフレイルの関係ですが、聞こえづらい状態が続くと何度も聞き返したり、相手の言っていることが正しく聞き取れなかったりするため、だんだんとコミュニケーションが取りづらくなり、人と関わることを避け、自ら社会活動の抑制をしてしまうおそれがあります。

近年の研究では、難聴は高齢期におけるフレイルの発症と関連することが報告されており、フレイルが進行し重症化するプロセスにおいて、聴力や平衡感覚の機能障害に難聴が関わっている可能性があるとも言われております。

難聴は多くの疾患に罹患する可能性も高くなります。

例として、心疾患の障害、転倒、骨折、脳卒中、動脈硬化、糖尿病、関節炎、不安症、うつ、視覚障害などがございます。

以上のことから、フレイル予防や認知症予防には、難聴を予防したり進行を抑えたりする、そういう施策が有効であるということが分かりました。

人生100年時代と言われる中で、少しでも健康寿命を延ばしていくことが求められております。斑鳩町として、聞こえに関して住民への周知や予防・啓発の取組みの推進をお願いしたいと思いますがいかがでございましょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） おはようございます。ヒアリングフレイルの予防対策に関するご質問でございます。

高齢者の難聴は加齢に伴い緩やかに進行するため、本人や周囲の人が気づかないうちに聴力が低下していることがございます。この聴力の低下により、相手の話が聞こえず会話がかみ合わなくなるなどの不具合が生じ、いつしかコミュニケーションや人との関わり合いを避け社会活動を抑制してしまい、ひいては自立度が低下し介護が必要な状態になることにつながるおそれがあることから、本人や家族、周囲の方々が早期に気づき対処していくことが重要であると考えております。

フレイル対策につきましては、介護予防教室等におきまして加齢に伴い引き起こされる活動量の低下、食事量の低下、身体機能の低下によるフレイルサイクルについての知識や運動、栄養、口腔、社会参加等の予防対策などについての健康教育等を行っており

ますけれども、高齢者の聴力低下への対策には本人だけでなく周囲の人の正しい知識と理解が必要であることから、今後、ヒアリングフレイル、聴覚の低下による様々な影響につきましても健康教育やチラシの配布などにより、高齢者ご自身の認識を深めていただくとともに、広く町民の皆様への周知・啓発を努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。本当にこれからも広報、また大きく皆様にお知らせいただきますようによろしく願いを申し上げます。

次に、そのヒアリングフレイルを予防するためには、早期の段階から補聴器を利用することも有効な手段であると考えられております。

補聴器購入費助成制度について、今後、より早期の段階から補聴器が装着できるよう検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） ヒアリングフレイルを予防するためにも、聴力機能の低下を補完する補聴器は、高齢者の社会参加の促進や孤立防止、認知症予防につながる非常に有効な手段であると考えております。

当町で実施しております高齢者の補助器購入費助成制度につきましては、早期に専門医を受診し聴力検査等を受けることで、必要な方が適正に補聴器を利用できる手助けになることから、この制度がフレイル予防により効果的なものとなりますよう、補助対象の聴力レベルに関する様々な考え方を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。前向きな本当にご返答ありがとうございます。このヒアリングフレイルを予防していくために、これからはしっかりと取組みをしていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をしたいと思います。

まず初めに、赤ちゃんの駅の整備と周知についての質問でございます。

私たち子育て世代にとって、日々の外出は、単なる移動ではなく子どもと向き合いながら過ごす大切な時間でもあります。

特に、授乳やおむつ替えの必要な赤ちゃんとともに外出する保護者にとっては、どこにそのスペースがあるのか、安心して利用できる場所があるのかというのが、外出計画や行動に大きく影響します。

そうした中で、授乳やおむつ替えができるスペースを赤ちゃんの駅として整備・周知する取り組みは全国的にも広がりを見せており、子育て家庭にとって、利便性の向上だけでなく、子育てに優しいまちづくりを体現する重要な施策のひとつになっています。

斑鳩町においても、観光や地域交流の活性化と並行して、住民一人ひとりが安心して子育てできる環境を整えることが求められており、赤ちゃんの駅はその象徴となるなり得る取組みだと考えます。

そこで今回、この質問を5つに分けて質問したいと思います。

まず初めにですね、現在、斑鳩町における赤ちゃんの駅の整備状況と設置施設数はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） おはようございます。町内の赤ちゃんの駅の整備状況と設置施設数についてのご質問でございます。

赤ちゃんの駅は、赤ちゃんを連れて外出される方が外出先でおむつ替えや授乳をすることができる施設の愛称であり、子育て支援スペース、ベビースペースと呼ばれることもございます。

斑鳩町では、生き生きプラザ斑鳩などの公共施設でおむつ替えや授乳をするスペースを設けております。おむつ替えができる公共施設数は16施設、授乳をすることができる公共施設は7施設となっています。

なお、町内の民間施設に関しましては、おむつ替えや授乳ができるスペースの有無については把握していないところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。現在、おむつ替えができるところが公共施設で16か所、また授乳できるところが7か所というところであります。

民間の施設に関してはまだない、把握していないというところですが、町民はどこに行けば授乳やおむつ替えができるのかというのが一目で分かることが大切ですので、施

設の情報等一覧化という、公表をできるだけ早めに検討していただきたい、そのように思います。

次に、公共施設以外の観光施設や商業施設との連携による整備の促進の可能性はあるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 公共施設以外の観光施設や商業施設等との連携による整備促進についてのご質問です。

町といたしましては、こどもまんなか社会を推進する中で、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で子どもや子育て中の方々を応援する必要があると認識しております。

このような中、公共施設だけでなく町内の観光施設や商業施設においても、おむつ替えや授乳のためのスペースを広く提供することで、乳幼児や保護者が安心して外出できる環境づくりにつながります。

今後、町といたしましても、町内の民間の商業施設等におむつ替えや授乳のためのスペースの提供を呼びかけていくなどの取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。町として今後、商業施設などへの呼びかけを検討していくとのことでした。

しかしながら、検討だけではなくモデル的な施設との連携開始など、実践的な一歩もぜひそう早期に踏み出していただきたい、そのように思います。

例えば、町の観光案内所や町内の店舗と協働など、現実的なパートナーシップの構築も視野に入れていただきたい、そのように思います。

続きまして、3点目といたしまして、利用者が容易に場所を把握できるように案内板や町内マップ、公式ホームページなどでの周知を進める、そのお考えについてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 赤ちゃんの駅の住民周知についてのご質問です。

町では現在、広報紙、ホームページ、SNSなどを通して、子育て支援サービスや関連施設等について周知を図っております。

その中で、斑鳩町子育て応援ブックにつきましては、官民連携による情報誌として子育て支援サービスに関する様々な情報を提供しており、就学前の児童がいる家庭や斑鳩

町に転入されてきた子育て家庭、公共施設などに広く配布しており、大変好評であります。おむつ替えや授乳のためのスペースの表示は子育て家庭にとって有効な情報であると考えますので、子育て応援ブックや町ホームページに掲載するなど、周知について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。子育て応援ブックや町のホームページを活用した情報提供を進めるという前向きな姿勢は、かなり評価されるものだと思います。

特に、今後は町内マップへ赤ちゃんの駅の記載やグーグルマップへの情報登録、町内の案内表示など設置、視認性とアクセス性を意識した見える化をぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。

続きまして4点目といたしまして、赤ちゃんの駅の整備に向けた補助制度や登録制度の創設を検討してみてはどうかという質問でございます。こちらについて、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 赤ちゃんの駅の整備に向けた補助制度や登録制度の創設についてのご質問です。

先進市町村では、おむつ替えや授乳スペースを設置した民間施設を要件を定めて公募し、登録した上で、民間施設にシールを配布したり登録した施設をマップに掲載したりして周知を図っておられます。

また、民間施設等がおむつ替えや授乳スペースを整備した際に、市町村が整備費用を補助している自治体もございます。このような制度についても、今後、国・県からの補助制度や効果等を調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。先進自治体の事例を参考に調査・研究していくということで、また一方で、国・県の制度ももちろん見ていきながらだと思っておりますけども、待つだけでなく町独自で簡易な登録制度、例えば、町指定のステッカーの配布と広報を試験的に始めていくなど、スモールスタートという視点も持って取り組んでいただきたい、そのように考えます。

次に5点目といたしまして、町として今後、どのように赤ちゃん連れの外出支援に取り組むか、その方針についてお伺いしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 赤ちゃん連れの外出支援の取組みについてのご質問です。

現在、町では、子育て家庭を対象として、外出支援事業としてマタニティ子育てタクシー利用料金の助成や、幼児２人同乗用自転車購入費の助成について、町単独事業で実施しております。

第３次斑鳩町子ども・子育て支援事業計画においては、こどもまんなかアクションの周知を掲げており、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する社会全体の意識改革を進めることとしており、赤ちゃん連れの外出支援についても、行政だけでなく住民や民間企業の皆さんと協働して進めることができるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） ４番、小城議員。

○４番（小城世督君） ありがとうございます。現在のマタニティタクシーや自転車助成など、子育て支援施策を町単独で実施されている点、これは早くからやっていただいて高く評価しております。

また今後は、赤ちゃんの駅等をはじめ施設面での支援を加えることで、町民全体が子育てを見守るこどもまんなかのまちづくりが一層進むことと確信しております。

住民・企業・行政が連携する仕組みづくりも今後、期待をしております。引き続き、丁寧かつ継続的な施策の推進をお願い申しあげまして、この質問を閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、地域の防災・防犯における若年層の役割の強化についてお伺いしたいと思います。

昨今、地震や大雨など自然災害が全国各地で頻発しており、防災・防犯対策の重要性は年々高まっています。

斑鳩町においても、地域防災力・防犯力をいかに高めていくかは町民の安心・安全な暮らしを支える基盤であり、極めて重要な課題であると認識しています。

こうした中で、従来の地域活動を支えてきた中高年層の負担が増す一方で、働き盛りや子育て世代といった若年層の関与が必ずしも十分とは言えない現状があります。地域の将来を見据えたとき、今後の担い手となる若年層の防災・防犯への参画をいかに促し、その役割をどのように位置づけていくかは避けて通れない視点です。

そこで今回、この地域防災・防犯における若年層の役割強化について、現状の把握と今後の方針、そして実効性のある策について、以下の４点から質問したいと思います。

まず、地域の防災訓練や防犯活動における若年層、２０代から４０代の参加率や意識

はどの程度か、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地域防災活動等における若年層参加の現状把握についてのご質問です。

ご質問の各自治会、自主防災組織で実施されている防災訓練・防犯活動における若年層の参加率について、町では把握していないところですが、本町が実施している防災訓練や、関係機関が実施する防犯イベントにおいて、多くの子ども連れの方々の姿が見受けられ、多数の子育て世代の皆さんにご参加していただいているところでございます。

次に、防災・防犯意識についてです。令和6年度第5次斑鳩町総合計画後期基本計画に関する住民意識調査における防災・防犯に関する意識調査では、若年層の意識が高いことが伺える結果となっております。施策に対する重要度の評価に関するアンケートでは、災害に強いまちづくりの項目で50歳代以下の世代において「高い」と回答した人の割合が最も多く、若年層の災害に関する意識が高いことが見てとれます。

また、防犯生活安全の向上の項目においても、40歳代以下の世代において「高い」と回答した人の割合が最も多く、防犯や安全に関する意識が高いことも伺えます。

こうしたことから、本町の若年層における防災・防犯に関する意識・関心度は高いものと認識しております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。若年層の防災・防犯意識が高いというところでご答弁いただきました。

しかしながら、町として個別に若年層の参加率を把握していないというところで、今後は自治会や自主防災組織と連携していただいて、参加状況の把握に努めていただくことで、より実効性の高い、ある対策につながると思います。

そして、その意識の高いとされる層の行動変容を促すために現場の実態をつかむことが非常に重要だと思いますので、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして次に、若年層が参加できるように夜間や休日に対応した訓練の活動スケジュール、工夫の検討、また子ども連れでも参加しやすい防災イベントの導入実績について、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 防災訓練等に対する若年層参加促進策についてのご質問です。

斑鳩町では、若年層や子育て世帯が防災訓練等に参加することで地域コミュニティと

のつながりが強まり、地域全体の防災・防犯力の向上につながることを、また、若年層が早い段階で防災・防犯の重要性を理解することで、将来的に防災・防犯意識の高い社会を築くことができることから、防災訓練等への若年層等の参加は必要と考えております。

その一環として、初めに、防災に関する取り組みです。令和４年度から町内の各小学校を会場とし、休日に防災訓練を実施しております。この訓練では、普段は見ることでできない災害対策車両の展示、乗車体験、子ども用防火服の着用体験、防災クイズ大会など、若年層が参加しやすい内容とし、年代を問わず楽しく防災を学べるイベントを通じて、防災意識と地域防災力の向上を図ることを目的に実施しております。

また、西和消防署、町消防団の指導の下、消防礼式、消火・放水、ロープワークなどの訓練の体験学習を通じて、家庭や地域の防火・防災意識を高め、将来の地域防災の担い手となる人材育成を目的として、夏休みの期間に町内の小学４年生から６年生を対象とした児童防災リーダー夏休み学習会を開催しております。

次に、防犯に関する取り組みですが、子どもも大人もみんなで集える、いかるがあそびフェスタにおいて、西和警察署や西和地区地域安全推進員斑鳩支部のご協力により、パトカー展示やキッズポリスなどを通して防犯意識の向上を図るとともに、成人式においてお金に関するパンフレットを配布して、金融商品や資金の借入れの際の注意点などを啓発しております。

今後も引き続き、若年層や子育て世代を含む多くの方々にご参加いただけるよう、訓練内容等の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　４番、小城議員。

○４番（小城世督君）　ありがとうございます。町として休日の開催や体験型イベントの実施など、若年層や子育て世代に配慮が一定進められていることは非常に評価できる部分であると思っております。

一方で、平日の夜開催など、多様な働き方に合わせた参加機会の創出も今後の検討課題だと思っております。なかなか行政で夜間にするというのはなかなか難しい部分かもしれませんが、防災協定を結んでいる先であったりとか、いろいろな各種団体があると思いますので、そういったところとも協力しながら新たなモデルづくりにも期待をしているところでございます。よろしく願いしたいと思っております。

続きまして３番目といたしまして、ＳＮＳデジタルツールの活用についてです。

ＳＮＳやアプリを活用した防災・防犯情報共有の現状と課題、ＬＩＮＥのオープンチャットなど、若者に馴染みのあるツールの導入の可能性についてお伺いしたいと思います。

す。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） デジタルツールの活用についてのご質問です。

現在、斑鳩町では災害発生時、町からの情報伝達として町防災情報メール、各携帯電話会社を通じた緊急速報メール、いわゆるエリアメール、デジタル防災行政無線など様々な手段を用いて住民の皆さんに情報伝達を行っているところでございます。

令和５年度から運用を開始しているデジタル防災行政無線は、町公式ＬＩＮＥと自動連携を行い、避難指示などの避難情報の発信ができる仕組みとなっております。

また、令和６年７月に災害情報共有システムを導入し、現在、防災アプリ「ハザードン」と連携し、運用しているところでございます。

このシステムは、本町からの避難情報等のお知らせをプッシュ通知で発信できるほか、避難所の開設状況や町内の通行止め情報などが確認できるアプリケーションとなっております。

このように、災害発生時などの防災情報の伝達手段の高度化、重層化を図っているところですが、その課題として、デジタルツールを活用する場合は住民本人がスマートフォン等にそのアプリを入れ、地域設定など必要な設定をしておく必要があるといった手間が生じること。また、高齢者と若年層で操作スキルに大きな差があることなどがあり、住民個人が自分に合った情報手段の活用について、日頃からの備えを含めまして、防災関係アプリケーションの周知・啓発と、その普及が必要と考えているところでございます。

今後も引き続き、デジタルツール等を活用し、住民の皆さんが早期に情報を把握して避難行動等を促進できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） ４番、小城議員。

○４番（小城世督君） ありがとうございます。ＬＩＮＥとの自動連携やハザードンの連携導入など、町の情報伝達体制の高度化が進んでいることというのはすごく心強い点だと思います。

しかしながら、若年層へのリーチという観点では既存のシステムに加えて双方性が高く、参加型の運用が可能なＬＩＮＥのオープンチャットのようなツールの試験導入も、今後検討していただきたい、そのように思います。日常的なつながりの中に防災の種をまく仕掛けづくりが重要ではないかと思っております。

続きまして４点目といたしまして、こちらは学校・企業・地域連携についてというと

ころで、高校や大学と連携した「地域防災教育プログラム」の取組みは現状あるのか。  
企業との防災協定と従業員の地域参加支援策について、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 学校・企業などの地域連携に関するご質問です。

斑鳩町では、地域の防災・防犯リスクなど地域特性に応じた防災・防犯活動を行っていただくため、関係機関と連携した行政出前講座を行い様々な啓発活動に取り組んでおります。

現在、高校や大学と連携した地域防災教育プログラムの取組みは行っていないところですが、今後、町自主防災組織連絡会や町在住の防災士会と連携を図りながら、町内の小学校を対象とした防災出前講座などの取組みを模索検討をしているところでございます。

次に、企業との防災協定における取組みについてです。本町では、災害時、人的・物的援助を受けられるように令和7年4月1日現在で35団体と災害時の応援等に関する協定を締結しております。

このうち、町内で発生した地震その他による災害時において、町民及び帰宅困難となった観光客の避難場所等としての施設利用に関する協定を法隆寺さんと締結し、毎年、避難誘導訓練などを実施、有事に備えているところでございます。

また、協定締結先企業の従業員さんとの関係構築については、町防災訓練や法隆寺さんで実施する防災訓練の際に出展等のご協力をお願いし、従業員を派遣していただくとともに、訓練参加者等に対して、協定の内容の周知と各企業さんの実演などを行っていただいております。

今後も引き続き、防災訓練等の機会を通して各協定締結先の企業や担当者の皆さんと積極的にコミュニケーションを図りながら、災害時における活動が円滑に行える体制づくりに向け、平常時から顔の見える関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。現時点で高校と大学との防災連携は実施されていないということですが、小学生を対象に出前講座を起点に段階的な展開を期待しております。

また、企業協定に関して顔の見える関係づくりに取り組まれているというのは、前回は申しましたが、これは非常にいい点だと思いますので、引き続きよろしくお願いした

いと思います。

今後は、企業内研修と地域の活動を結びつけるような地域参加型のBCP訓練や、企業従業員や地域訓練参加の制度化も含めた検討も、ぜひしていただきたいと思います。

そして、最後にはなりますが、地域の防災力・防犯力が将来にわたって維持・強化していくためには、本当にこの若年層の関心の高さを行動につなげる具体的な仕掛けが必要になってきます。そのためにも柔軟な訓練の、前段にも申しましたが、訓練時間の設定、デジタルツールの活用、そして学校・企業・地域の多様な連携の促進が不可欠であると思います。町としても、これらの観点からより実効性の高い参加促進策の検討をお願いしたい。そしてまた、前回も申しましたが、一步踏み込んだ防災訓練であったり、防災・防犯に関する意識づけというのを町としてもぜひとも検討していただきたい、そのようお願い申しあげまして、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しいただきましたので、一般質問させていただきます。

ひとつ目は、まるごとまちごとハザードマップの設置の推進について質問します。

まるごとまちごとハザードマップは、住民が生活している地域の水害による危険を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立てて、生活空間のであるまちなかに洪水や内水などの浸水深に関する情報や、避難所及び避難誘導に関する情報を表示する取り組みです。

豪雨災害で避難の遅れ等により孤立することのないよう、まちなかに地形の状況や避難場所を表示することは、平時から水防災への意識を高めるとともに、浸水深避難場所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時に命を守る住民の自主的な避難行動を促し被害を最小限にとどめることになります。

ひとつ目に、斑鳩町のまるごとまちごとハザードマップの設置状況をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） まるごとまちごとハザードマップの設置状況に関するご質問です。

質問者ご紹介のハザードマップは、斑鳩町が設置したものとして、浸水想定区域に位置する小学校、公民館等の公共施設などに、令和5年度で14施設22枚を、令和6年

度で2施設2枚を設置し、現在16施設24枚を設置しております。また、大和川河川事務所が目安地域に2枚設置されているところです。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。二つ目に、住民や観光客などが地域の水害の危険を実感できるよう、斑鳩町まるごとまちごとハザードマップの水浸深表示板を、公共施設のほかに、所有者に協力をお願いして、電柱、住民の多く集まるお店、観光施設など設置場所を増やしたほうがいいと思いますけども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） まるごとまちごとハザードマップの公共施設以外への設置に関するご質問です。

斑鳩町では、先ほどの答弁のとおり浸水想定区域に位置する小学校、公民館などの公共施設を中心に設置を進めています。

今後、本町におきまして増設設置する場合には、位置、視認性、安全性などを考慮して、奈良県防災士会や自主防災組織等の関係機関のご意見等も取り入れながら、選定・検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。民間施設などにご協力いただき、住民が多く集まる場所や住民の目のつきやすい場所など、公共施設以外の設置の推進をお願いします。また、観光客がいざというときにスムーズに避難できるよう、観光施設周辺にも設置をお願いしたいと思います。

次に、住民や観光客が視覚的に水害リスクを実感できるよう、想定浸水深などを表示した浸水深表示板は、気がつきやすくするため目の高さに設置し、実際の浸水深の高さに浸水位置をラインで表示すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） まるごとまちごとハザードマップの設置位置に関するご質問です。設置位置につきましては、国土交通省の手引きでは、標識反面のレイアウトや設置位置は地域の実情に応じて作成・設置するものとされております。

斑鳩町では、この手引きを参考に、施設利用者、通行者等に対して視認を確保できる出入口付近を中心に設置位置を選定し、浸水深の高さを示すラインを表示した標識や、想定浸水深のみを表示した標識を設置しているところでございます。

今後は水害リスクを軽減させるため、通行者等が視認を確保できる空間を中心として、浸水深の高さを示すラインを表示した標識の設置を検討してまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。目の高さの浸水深表示板に浸水深何メートルとだけ記入するだけでなく、浸水深の実際の位置までラインで表示することにより、視覚的に実感できると思います。いざというときには素早く避難し、被害を最小限にとどめることができるよう、ラインの表示の検討をよろしくお願いします。あわせて、最寄りの避難場所の表示もご検討をお願いします。

二つ目の質問です。斑鳩町を中心とした広域観光の推進について質問します。第5次斑鳩町総合計画の観光まちづくりの推進の項に主な取組みとして、「斑鳩町と隣接する自治体、周辺観光地や友好都市、各種交流都市などと連携を強化するとともに、JR、高速道路などの交通アクセスを生かした観光事業の広域化とネットワークを図ります」とあります。

斑鳩町には、国内外から観光客が多く参ります。隣接する地域とそれぞれの歴史、自然、グルメなどの資源を重ね合わせることで、より輝きを増し、多くの人を引きつけることができるものと思います。

観光における隣接自治体との連携など、広域観光の推進状況をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 広域観光の取組みに関するご質問でございます。

まず、斑鳩町の近隣自治体との連携につきましては、WEST NARA広域観光推進協議会での取組みがございます。

この協議会は、奈良県北西部の生駒郡、大和郡山市、北葛城郡の1市8町が連携し、各地域の観光資源を活用して、広域での観光振興事業を推進することを目的に発足したものでございます。

このエリアには法隆寺や郡山城跡、信貴山朝護孫子寺など、歴史や文化を感じられる魅力的な観光資源が豊富にございますことから、これらを結びつけた旅行商品の造成、販売、一体的な観光プロモーションの実施、各地域の特産品を活用したご当地グルメの開発・販売などに取り組んでおります。

その他の広域観光の取組みといたしましては、奈良県及び県内市町村と合同での大阪・関西万博の関西パビリオンでの観光PRの実施や、また、国内の世界文化遺産を有する地域で構成する世界文化遺産地域連携会議における世界遺産サミット等の共同事業

の実施など、多様な関わりでの連携を推進しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続きの広域観光の推進をお願いいたします。

次に、旅行などで訪れる自治体にふるさと納税制度を利用して寄附すると、返礼品として宿泊施設や飲食店、お土産店などで使える電子ギフトがもらえる旅先納税というのがありまして、奈良県では天川村で活用されています。

寄附すると、すぐに自治体からお礼の品として電子ギフトが届き、加盟店で使用できるという制度です。

斑鳩町には多くの観光客が訪れます。旅先納税の取組みについて、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 旅先納税現地決済型のふるさと納税に関するご質問です。

質問者をご紹介の旅先納税のような現地決済型ふるさと納税は、実際に本町に訪れていただき地域の魅力を体験いただけることから、地域の活性化やまちの魅力発信につながるものと考えております。

現地決済型のふるさと納税とは、宿泊施設や飲食店等でその場で申し込み、その場で受け取り、その場で利用が可能なサービスで、現地を訪れた利用者が、直接その場の支払いをふるさと納税によって支払うことができるサービスです。

具体的には、店舗などに設置された二次元コードをスマートフォンで読み取り、専用のウェブサイトから斑鳩町へ寄附することで、寄附額の30%分をその場で利用できる仕組みとなっております。

本町におきましても、このサービスについて、昨年12月に1事業所で導入を開始し、より多くの店舗においてご利用いただけるよう、総務省の返礼品基準に照らしながら店舗開拓を進めているところでございます。現在5店舗が利用開始に向け準備中です。

今後、サービス提供事業者と協力しながら町内で利用できる店舗を増やし、斑鳩町を応援していただける方々を増やしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。現地決済型のふるさと納税が利用できる店が増え、斑鳩町にお越しいただいた方に応援していただけるよう、店舗開拓するとともに、観光客に斑鳩町で現地決済ふるさと納税を実施しているところをPRしていただ

き、観光客に喜んでいただけるよう、お店にも利用していただけるよう引き続きお願いします。

次に、斑鳩町は聖徳太子がお住まいになられた地であり、世界遺産法隆寺などをはじめ観光客を引きつける多くの観光資源があります。近隣の自治体も、聖徳太子や法隆寺に関する史跡が数多くあります。

２０２６年には大河ドラマ「豊臣兄弟！」がＮＨＫで放映される予定です。斑鳩町が中心となり、聖徳太子の関連遺産である近隣自治体と一緒にロゴマークや標識の統一など、近隣自治体と連携したエリアとして一体的に取り組む必要があると思います。

斑鳩町は、世界遺産法隆寺のある町として、その中の中心的にリーダーシップを取って進めることが、近隣自治体にとってもメリットがあると思います。近隣自治体との連携の在り方、広域観光へ向けて斑鳩町が果たす役割など斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 近隣自治体との連携の在り方や、広域観光に向けての斑鳩町の役割についてのご質問でございます。

観光における近隣自治体との連携につきましては、先ほど答弁させていただきましたようにWEST NARA広域観光推進協議会に参加し、一体的な広域観光の推進に取り組んでいるところでございます。

このエリア内には様々な魅力的な観光資源が存在いたしますが、当町には法隆寺がありますことから、この協議会において旅行商品の造成や情報発信を行う際には、中心的な位置づけとなることが多い状況にあります。

このことで他自治体へ観光周遊が広がる好影響をもたらすことに加え、当町の観光資源の魅力向上や、滞在時間の延長にも大きく寄与するものと考えており、積極的に関わっているところでございます。

また、今年度からは奈良県、ＪＲ西日本及び奈良商工会議所を主体とした「ならＳＬＯＷ＆ＬＯＯＰ」プロジェクトが本格的に始動いたします。

このプロジェクトは、県内を走るＪＲ西日本線区である大和路線、和歌山線、万葉まほろば線で構成される環状構造に着目し、この沿線に乗って奈良公園周辺に集中する観光客を分散させ、県中南部エリアへの周遊・滞在を促す官民地域連携の誘客プロモーションでございます。

法隆寺駅を有する当町も参画しており、地域の特色を生かした旅行商品の造成や地域イベントを、このプロジェクトを通じて行っていく予定でございます。

さらに来年には、奈良県を主な舞台としたNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」が放映予定であり、全国から奈良県が注目されるよい契機となりますことから、今後、奈良県や大和郡山市の取組み内容が具体化した段階で、関連自治体との連携を図りながら、本町への誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

当町としましては、今後もこのような関連自治体との地域連携の充実を進め、当町のみならず周辺地域全体の魅力向上を図り、相乗効果を高めながら、引き続き、地域経済の活性化や広域的な観光振興を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。町民は世界遺産のある町、斑鳩町に住んでいることに誇りを持っています。斑鳩町は近隣市町の中心として魅力を発信してほしい。法隆寺周辺に、にぎやかな活力のある地域にしてほしいと願っています。引き続き、斑鳩町を中心とした広域観光の推進をお願いいたします。

三つ目の質問です。災害から文化財を守る対策の推進について質問します。

東日本大震災では、国宝や重要文化財など多数の文化財が被害を受けました。豪雨による文化財の被害も増大しています。令和6年7月には、安堵町で江戸時代に建てられた国の重要文化財である中家住宅が火災に遭いました。

林野庁によると、山火事は毎年1,200件余り発生していると報道されています。斑鳩町には、世界遺産法隆寺をはじめ文化財や貴重な資料が数多くあります。長い間、守られてきた文化財を後世に引き継ぐために、災害から文化財を守る対策や、減災して被害を最小限に抑える対策をしていかなければなりません。

そのためには、文化財を保存している場所の危険予測と、その危険から発生する被害の予防です。文化財が被災しないよう、平時からしっかりとした管理体制と災害時の対応など、危機管理が必要です。

ひとつ目の質問です。斑鳩町に存在する文化財や貴重な資料などについて、文化財センターや町立図書館の保管場所や管理状況と、浸水した場合の被害想定についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 本町における文化財や貴重な資料等の保存、管理状況に関するご質問でございます。

初めに、斑鳩文化財センターにおける現状について答弁させていただきます。発掘調査により出土した遺物や寄贈いただいた民俗資料などにつきましては、基本的に旧あゆ

みの家を文化財収蔵庫として保管・管理いたしております。

また、特に重要なものにつきましては、文化財センター施設内の特別収蔵庫において保管・管理をいたしております。

特別収蔵庫は、入り口の扉に電子錠が備えられ、厚い扉となっており、防犯や防火に対応できるよう設計されております。さらに室内の壁には調湿板、床や棚には調湿機能に優れたブナ材を使用するなど、指定文化財等の貴重な文化財の収蔵が可能な設備となっております。

なお、文化財センター及び文化財収蔵庫につきましては、浸水想定区域の範囲外に位置する施設でございます。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 次に、町立図書館における現状についてでございます。

いかるがホールにございます町立図書館では、1階の一般の開架フロアとは別に、2階に聖徳太子資料室を設けており、法隆寺や藤ノ木古墳の資料をはじめ地域の歴史や民族に関する郷土資料、本町が発行いたします行政資料等を収集をしております。

そうした資料のうち、一般流通経路では入手が困難な古書等の資料については、貴重書として取扱い保存しており、ガラス戸付きの書棚や資料室倉庫にて保管をいたしまして、水ぬれや無断持出しなどへの対策等を行いますとともに、資料室内の室温管理や除湿剤の設置、紫外線や虫・カビなどから資料を守る資料保存箱の活用のほか、年に1回虫干しを実施するなど、資料の劣化を防ぐための方策を講じております。

次に、いかるがホールが浸水した場合の被害についてでございます。

大和川が氾濫した場合のいかるがホールの想定浸水深は1.7メートルとなっており、いかるがホール2階にある聖徳太子歴史資料室で保管をしております貴重書等には影響はないものと考えております。

引き続き、これらの文化財や貴重な資料等につきましては、適切な保存と管理を行い、後世に引き継ぐための環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。文化財や貴重な資料を災害から守っていただき、後世にしっかりと引き継いでいただくようお願いします。

次に、水害・台風・地震などの自然災害から法隆寺を守るため、どのような対策を行っているか、斑鳩町が把握している範囲でお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺の災害対策についてのご質問でございます。

法隆寺地域の仏教建造物につきましては、独立した宗教法人の所有でありますことから、所有者自ら水害・台風・地震などの自然災害から適切に守り、保存に努めておられるものと認識いたしております。

現在の災害対策について県の文化財課に確認いたしましたところ、法隆寺において昭和50年代に整備した消防防災設備の更新を行うため、令和6年度から法隆寺総合防災事業として文化庁や県の補助金の支援を受けて、10年程度の期間で計画的に実施されていく予定と聞いております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。長い間、守られてきた法隆寺の仏教建造物や文化財は世界の宝物です。あらゆる対策を講じて、頻発している自然災害から守られ、法隆寺が後世に伝えられていくことを願っています。

次に、野焼きやたき火などが原因として山火事が多く発生しています。日本の山火事の原因は、ほとんど不注意によるものと言われています。斑鳩町の北部は矢田丘陵で、麓には世界遺産法隆寺があります。山火事の防止には最大限の注意を払わなければなりません。山火事を防止する斑鳩町の活動をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 野焼きやたき火などの対策についてのご質問でございます。私のほうから一括して答弁させていただきます。

一般家庭から出る廃棄物については、野外での焼却・野焼き行為は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、野焼き行為等の通報が入りましたら、現場へ赴き、即時、消火するよう指導するとともに、法律で禁止されていることについても説明を行っているところでございます。

ただし法律の例外行為として、農作業の一環として行われる焼却は認められておりますことから、やむを得ず野焼きを行う場合は、風向き、風の強さ、時間帯を考慮し、煙の量や臭いが周辺地域の悪影響とならない程度の少量にとどめること。火災に十分注意して、消火するまでその場を離れないことなど、周辺の住環境や安全への対策を行っていただいた上、必要最小限とするよう呼びかけております。

今後も、周辺環境への配慮や安全な実施に向けた周知・啓発を行い、火災予防に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、安全への配慮をうたえていただき、火災予防に努めていただきますようお願いいたします。

次に、山火事などの火災から文化財を守る斑鳩町の対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 山火事など火災から文化財を守る対策についてのご質問です。

ご質問者もご承知のとおり、本年2月26日の岩手県大船渡市において、約3、370ヘクタールが焼損する大規模な山林火災をはじめ、全国各地で山林火災が発生しました。このため、全国的にも各自治体において、山林火災の出火防止について、より一層の啓発・対策が求められております。

このような状況の中、世界遺産法隆寺をはじめ貴重な文化財を有する本町におきましても、山林火災の出火防止とその対策について取組みを行っているところでございます。

初めに、出火防止に関する周知・啓発活動についてです。本年4月19日から5月11日に奈良県広域消防組合にて実施された山火事予防運動に合わせ、当町でも山林火災発生予防に関する啓発を公式インスタグラム、町公式LINEや公式Facebookを通して住民の皆さんに広く周知・啓発したところです。

また、山林火災の原因のひとつとされる野焼き等の焼却行為について、定期的に注意を促す啓発記事を町広報紙に掲載しています。

さらには、本年6月号において、出水期に入り災害の備えを促す防災特集の中で、野焼きに関する留意事項を掲載して、重ねて注意を行ったところでございます。

さらには、空気が乾燥する時期には、西和消防署、町消防団にて車両による巡回広報を実施し、出火防止に関する啓発を行っています。

次に、林野火災消防訓練の実施では、林野火災発生時の相互協力体制を確立し、林野火災に関する知識の習得と、林野火災防御技術の向上を図ることを目的として、町消防団、西和消防署、西和警察署と合同で林野火災消防訓練を本年6月7日土曜日に実施いたします。

この訓練では、林野火災に関する座学をはじめ、可搬式ポンプ等を使用した中継送水訓練などを実施、関連機関が連携して林野火災の発生に備えた訓練となっております。

世界遺産法隆寺をはじめ貴重な文化財を火災等から守るため、今後も引き続き、関連機関との連携強化、住民皆さんへの周知・啓発を通じ、防火意識の向上と火災予防の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。町民一人ひとりが火災を起こさないよう気を付けるとともに、万が一の場合の対策をしっかりと立てて、火災発生に備えた訓練を行っていただくようお願いします。

長い間、引き継がれてきた文化財を絶やすことなく後世に引き継ぐことは、私たちの責務だと思います。私たちが責任を持って後世に残していきたいと思います。

四つ目の質問です。高齢者優待券交付事業の有効活用について質問します。

斑鳩町は高齢者優待券交付事業として、高齢者の社会生活の拡大と、健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、70歳以上の高齢者に優待券を交付しています。令和2年度から、コミュニティバスの減便に伴い、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会参加の促進を図るため、70歳以上の方に高齢者外出支援として外出支援タクシー助成券が交付されています。

ひとつ目の質問です。高齢者優待券それぞれの交付状況、利用状況、利用率、外出支援タクシー助成券の交付状況、利用状況、利用率をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 令和6年度におけます高齢者優待券の交付状況及び利用状況等について、ご説明をさせていただきます。

まず、高齢者優待券の種類別の交付状況であります。対象者7,487人のうち6,059人に交付し、交付率は80.9%、前年度と比較して137人、1.5ポイントの増となっております。

その内訳として、C I - C Aが322人、交付率が4.3%で対前年度56人で0.8ポイントの減。I C O C Aが5,120人、交付率が68.4%で対前年度229人、2.8ポイントの増。タクシー券が365人、交付率が4.9%で対前年度34人、0.4ポイントの減。優待共通券が252人、交付率が3.4%で対前年度2人減で交付率は同率でございます。

優待券の利用状況、利用率につきましては、把握できている種類の令和6年度における実績といたしまして、高齢者優待タクシー乗車券の利用枚数が1,272枚、利用率が69.7%で対前年度45枚、3.7ポイントの増。共通券の利用枚数が9,935枚、利用率が78.8%で対前年度450枚、4.1ポイントの増となっております。

これらの優待券は2年間利用できるものであり、前年度に交付された優待券を含めた利用枚数、利用率となります。

I C O C Aにつきましては、コンビニエンスストアでのチャージ実績になります。

ども、５，０８６枚で、チャージ率９９．３％と、ほとんどの方がチャージをし、ご利用いただいている状況でございます。

次に、外出支援タクシー助成券の交付状況及び利用状況についてであります。

対象者７，４８７人のうち５，７２４人に交付し、交付率は７６．５％で、前年度と比較して８２人、０．９ポイントの増であります。

利用枚数につきましては１万４，２０７枚で、利用率は３５．５％、対前年度６５７枚、２．１ポイントの減であります。こちらについても優待タクシー乗車券と同様、２年間利用できるものでありますので、前年度に交付された助成金を含めた利用率となっております。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。

次に、利用者から「高齢者優待タクシー乗車券や外出支援タクシー助成券は、免許証を自主返納して車に乗れないので助かっている」などの声を聞きます。

一方で、「利用は１回の乗車で基本料金を支援していますが、もっと使いやすく、１回の乗車で基本料金分を２枚、３枚と利用できるようにしてほしい」という声も多く聞かれます。

遠方の病院にタクシーで行かざるを得ない、タクシーを呼んでも来ていただけないので利用できない。タクシー利用回数が減ったなど、タクシー業界の変化や利用者の生活状況の変化により、タクシーの利用環境も変わってきています。また、コロナ禍などもあり、環境も大きく変わっています。

令和４年３月の議会の一般質問で、「タクシーの利用を基本料金の２枚、３枚というのは現段階では考えていない」と答弁いただいていますけれども、高齢者優待タクシー乗車券や外出支援タクシー助成券について、１回の乗車で２枚以上利用できるように、再度検討いただきたく質問します。

○議長（中川靖広君）　中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君）　高齢者優待券交付事業や外出支援タクシー助成事業につきましては、これまでの高齢者の社会生活の拡大と、健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、少しでも多くの外出の機会を確保していただくことを目的として実施をしてきました。

外出支援につきましては、令和７年３月の厚生常任委員会におきましてご報告をさせていただきます、斑鳩町高齢者の外出に関するアンケート調査結果を踏まえまして、

外出について支援が必要であると考えられる高齢者に対しての外出支援施策の検討を行っているところでございます。

その中で、質問者がおっしゃっていることも含めまして、高齢者の外出支援について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。先ほどの利用状況のご答弁の中で、高齢者優待券の交付を受けた方のうち、I C O C Aを受け取った方は84%で、チャージ実績も99.3%と、ほぼ全員が利用されています。

一方、高齢者優待タクシー乗車券の交付を受けた方は全体の6%で、利用率は69.7%であり、利用率ではI C O C Aに比べて約30%の開きがあります。これはタクシー利用環境の変化による利用できなかったことも原因のひとつと思います。

また、外出支援タクシー助成券の交付率は76.5%で、2割以上の方が受け取っていません。しかも、受け取っても利用率は35.5%と低調です。I C O C Aは電車やバスの利用（14字取消し）もできます。タクシーは遠方の病院への通院や入院しているご家族の元へ行く場合など、どうしてもタクシーを利用しなければならない場合があります。

高齢者優待タクシー乗車券や外出支援タクシー助成券が2枚、3枚と使えるようご検討いただきたく要望します。

次に、高齢者が社会生活の拡大と、健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、高齢者優待券交付事業は高齢者の外出支援だけに限定しないで、高齢者優待券で町営駐輪場を利用できる優待券、生き生きプラザの会議室を利用できる使用券、公民館会場を利用できる利用券など、利用範囲の拡大も検討すべきと思います。

令和4年3月議会で一般質問をさせていただき、「さらに利用範囲の拡大につきましては、引き続き検討してまいりたい」というご答弁をいただきました。

検討結果について質問します。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 高齢者優待券の利用範囲の拡大についてのご質問でございます。

高齢者優待券につきましては、交付しておりますその方自身の社会生活の拡大及び生きがい支援等のため、個人として使用されることを想定して交付しているものでありますことから、団体で利用する公民館や生き生きプラザ斑鳩の会議室利用に個人の高齢者

優待券を利用することは制度の趣旨にそぐわないものであると考えております。

しかしながら、高齢者優待券が町民の方にとって利用しやすいものとなりますよう、引き続き、広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。高齢者優待券、高齢者タクシー乗車券とも100%利用できる環境整備が必要だと思いますので、引き続きご検討をお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 今の2番の齋藤議員のご質問の中で、「I C O C Aカードで（15字取消し）できる」と断言されましたけど、この言葉については削除させていただきます。

以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩します。

（ 午前10時25分 休憩 ）

（ 午前10時50分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、少人数学級編制の推進についてです。この問題につきましては、これまでも繰り返し質問してきました。かつて斑鳩町では、小・中学校全クラスで30人学級を目指すとして、当時は小学校1年生から4年生までと、中学校では全学年全クラスで30人学級が実現しており、あとは小学校5年生と6年生を残すだけという状況まで迫っていたと思います。

ところが、教員のなり手不足などにより教員の確保が難しいとして、現在は小学校1、2年生では30人学級編制が行われていますが、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級編制となり、当時よりも後退している状況です。

この間、コロナ禍を含めた様々な経験を経て、文部科学省も少人数学級の有用性を認め、国としても少人数学級編制の制度化を進めています。

一方で、多様化する子どもたちの状況に対応し、寄り添い、見守りながら指導も行い、子どもの成長へとつなげていく教員の果たす役割は非常に重要であるにもかかわらず、

必要とされる教員が不足している状況であることは認識しています。

少人数学級を進めようと思えば、教員のなり手を増やさなければならないにもかかわらず、働き方や賃金の在り方など教員を取り巻く環境の改善がなかなか進まない国の動向に、町としても歯がゆい思いをされているかと思います。

そうした状況はありますが、私は町として積極的に少人数学級を推進していただきたいし、町としてこの問題についてどのように考えているのか、改めて町教育委員会の見解を確認したいと思い、今回、質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の2025年度、今年度の小・中学校の学級編制の状況についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 少人数学級編制の充実に関するご質問でございます。

令和7年度の小・中学校の学級編制の状況でございますが、町独自の少人数学級編制につきましては、県の教職員の少人数加配制度と町独自の少人数加配制度により、小学校においては三つの学年で、中学校でひとつの学年で実施をしております。

また、各学校の校長が、学校の実情に応じて教科により少人数の学習集団を編制をして授業を行う指導や、授業を行う担当教員が協力をして児童・生徒の習熟度を見ながら指導や授業を行う少人数指導がより効果が得られるという判断をした場合には、少人数学級編制に代えて少人数指導を実施することも可能としております。

この少人数指導につきましては、小学校においてはひとつの学年で、また、中学校においては二つの学年で実施をしていると、令和7年度としてはそういった状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうした中で、学級編制として35人を超えているという状況が小・中学校ではあるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 先ほど答弁をさせていただきました少人数指導を採用している学校につきまして、小学校ではひとつの学年、また中学校におきましては二つの学年で、町の少人数学級編制基準を超えたクラス編制をしているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 以前にこの質問をさせていただいたことがありまして、令和5年の6月だったと思いますが、そのときは斑鳩小学校の4年生であったかと思うので

すけれども、授業参観に来られた保護者の方から「クラスの人数が35人以上いるじゃないか」ということで声をいただいて、そのときも質問させていただいたところ、そのときは、たしか授業参観のときに35人を超えていたということで、問合せ等があった保護者に対して理解を求めるということで説明もされたという答弁をされていたというふうに思います。

今回の状況として、授業参観のときに超えてしまっているのか、通常の交流授業の段階で、もう35人を超えているのか、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 繰り返しになってしまいますけれども、少人数指導を採用している小学校でひとつの学年、中学校では二つの学年、こちらにつきましては、通常学級の児童・生徒数として町の少人数学級編制基準の人数を超えているという状況となっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その上で2点目の質問になるんですけども、特別支援学級の子どもさんを含めて超えているという状況があって、例えば、授業参観のときにどうしても超えてしまうと。その一時だけだということであれば、まだ保護者も納得してくれはるかなと思うんですけど、そうでない通常の授業のときに超えてしまっているということについては、前回、質問させていただいたときも「特別支援学級の子も含めた学級編制の基準なり考え方については整理をしたい」というふうに教育長はおっしゃっていたと思いますので、この2点目の特別支援学級の子どもさんも含めた学級編制の考え方について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 特別支援学級の児童・生徒の人数も鑑みた学級編制基準の見直しに関するご質問でございます。

特別支援学級の児童・生徒の交流学級及び学びの際には、個別の教育支援計画と個別の指導計画に沿いまして、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた教育を行っているところでございます。

また、特別支援学級に在籍をいたします児童・生徒が交流学級でともに過ごす際には、特別支援学級を担当する教員や、また町の特別支援教育担当講師が教室内で支援を行うなど、学習指導上の面からも十分に配慮を行っているというところでございます。

町といたしましては、特別支援学級の児童・生徒に係る学級編制基準につきましては、

現行、国の制度と同様の方針としているところですが、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級で交流学习や共同学習を行うことを想定をいたしました上で、各学校におきまして通常学級の児童・生徒数と、特別支援学級の児童・生徒数をあわせて、町の学級編制基準の児童・生徒数をできる限り超えないように学級編制を実施をしているところでございます。

令和7年度におきましては、先ほどから申しております少人数指導を実施をしております小学校のひとつの学年、中学校の二つの学年を除いた学年では、通常学級の児童・生徒数と特別支援学級の児童・生徒数の合計数で、町の学級編制基準を満たしている状況となっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、次長が答弁してくれはったのは、交流授業の状況でも超えていないよということでの答弁だったのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 先ほど来からの少人数指導を選択しております小学校の1学年、中学校の二つの学年を除いた学年では、特別支援学級の児童生徒数を合わせまして町の基準を下回っている、町の基準内に収まっているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 少人数指導で対応している分については、その学級編制数を上回っているという理解でよろしいんですね。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 議員おっしゃっていただいとおりでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間の議論の中で、少人数学級として対応するのか、少人数授業を行うのか、それについては現場のほうで判断していただいて対応していただくというのは、私もそのほうが望ましいというふうに申しあげてきておりました。

ところがですね、やはり毎回その学級の人数が基準を超えてしまっているというのを保護者の方から指摘を、やはり受けるんです。

できたらですね、年度当初、最初からそういう状況になっているのであれば、きちんと保護者に対して、今学級の人数がこういう状況で、町としてはどういうふうに対応していこうとしているのかということをきちんと説明して、保護者の理解を求めるということが必要だというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご指摘の事項につきましては、今後、年度当初にきちんと保護者の方に説明を行うよう、小・中学校に対して周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。それでは、そのように対応をお願いいたします。

次に3点目なんですけども、質問の冒頭でも述べましたように、現在、国のほうでも少人数学級編制について制度化が進められておりまして、今年度は、小学校6年生までの35人学級編制が法律により定められました。また今後は、中学校での少人数学級編制についても議論が始まっているというふうに、私は認識しています。

今年度、先に施行された小学校6年生までの35人学級編制という国が示す基準に到達したとのことで、この間、その段階で町の学級編制の考え方についても整理したいと、教育長おっしゃっていたというふうに思うんです。

これまで斑鳩町として、「30人学級まではいかなくても、国・県の基準よりも充実した基準として学級編制については考えていきたい」ということを町の見解として述べておられたと思いますが、この国の基準と照らして、町の学級編制の考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 国・県の動向、また町の考え方に関するご質問でございます。

町独自の少人数学級編制を実施をする場合におきましては、町において教職員を任用する必要がございます。

しかしながら、全国的に教職員の人材確保が難しい状況となっておりまして、斑鳩町においても同様の状況でございます。

また併せまして、町費による教職員の任用の拡大に関しましては町の財政上の課題もございまして、さらなる少人数学級編制の拡充につきましては課題が大きいということで、今現在、認識をしております。

そうした中、現在、町といたしましては、国の動向等も注視をしっかりといたしながら、現行の町独自の少人数学級編制を継続してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでにも、町の考え方を持ってやってこられましたけど、

はっきりと国と比較して、ここの部分を充実をさせるという、そういう点で整理は今回されてないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今のご質問なんですが、詳細は先ほど、次長が回答したそのとおりなんですが、今現在、小学校でも中学校でも少人数学級編制をさせていただいて、35人学級なんですけども、3年生以上はですけど。現実には30人を割っているという状況の中で、今、子どもたちに身につける力は何なのか。それは、35人学級で30人を下回る状況の中で、さらに少人数学級編制をする必要があるのか。

私はないと思っています。今現状においてです。それよりは、子どもたちの、やはり個別最適な学びと協働的な学び、誰一人取り残さない、つまり子どもたちの可能性を引き出す教育、個別最適な教育を実施すべきだと私は思っております。

そういった背景の中で、今現在、取り組んでいる取組みなんですが、英語教育で3年生で3級程度の英語能力の習得を目指した授業改善に今年は取り組みます。小学校においても、5、6年生もそれに準じた取組みを始めていこうと思っています。

また、教育ICT環境の整備も進んでおります。いわゆる個別最適な取組みが個別に対応する。そしてもうひとつは、グループ学習を中心にやっていきたい。つまりひとつの学級なんですけども、さらに小グループに分かれて学習をしていく。

それから先ほど、話の中に出ております、答弁の中にあります少人数指導です。少人数指導をすることによって、学級編制が35人で少人数指導しますと、35人をさらに2分の1に割ることができます。つまり、もっとさらに個別最適な授業もできるわけです。じゃあ全ての教科でできるのかといいますと、全ての教科ではできないです。

ただ、中学校でしたら、高校進学に向けて国語と数学、また数学と英語に特化した授業をしたい。また中学校1年生においては、今回、やはり中学校で英語、国語、数学、この辺に特化した授業をしたいという先生方、やはり子どもたちもそれに特化した授業をしてほしいという声もあります。

そういった中で、少人数授業もやはり充実させていくことができます。そういうことを総合的に考えますと、今、斑鳩町が取り組んでおります少人数学級編制、少人数指導が最適であると、そのように思っております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現状として30人を割っているクラスがほとんどであるというのと、今回、この間、初めてですかね、教育長が、「30人学級編制を目指す必要はな

い」と。そういう言い方をしたのとはちょっと違うかもしれませんが。

私は、例えば、教員の確保が難しいから、やりたいと思っていてもできないということであれば、まだ分からんでもないんですけど、それを否定しはったように私は思ったんですけど。ちょっともう一回、きちっと答弁してもらえますか。

○議長（中川靖広君） 教育長。

○教育長（山本雅章君） 申し訳ないです。私の言葉不足だったと思います。

先ほど、次長の回答の中にございましたので、あえて私のほうから申しあげなかったのですが、ただ、背景の中には、幾つもの私どもが30人学級編制をする必要がないと思う根拠になるひとつが、先ほど私が申した中身です。

それから大きなのは、やはり少人数学級編制を引き続きしてまいるわけなんですけども、これをさらなる拡大をしていくとなりましたら、教員数でありましたり、また教室、施設的な問題もございますし、また財政面等々の課題も抱えております。

そういったところで、先ほど、議員のほうから質問が、再質問の中でございましたように、教員不足の状況がかなり深刻です。これが我々が想像するような数ではございません。かなりの数ですので、そういった状況の中で、教員が配置されない、また、今の質問と少しずれるか分からないですけれども、特別休暇等々、産休も育休も含めて取った後、補充がされない、そういった中で担任を埋めることができない、そういった状況もございますので、それだけは避けていきたい。子どもたちが被害者になる状況は避けていきたいというのは当然、大きな柱のひとつとしてございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 個別の児童・生徒の教育内容を充実していくということは、全然、否定するものではないんです。

ただ、それと併せて、やはり少人数学級を推進するということは、町として、その姿勢として、実際に教員不足で、じゃあ今年度、来年度からできるかということ、そうではない状況だというのは私も理解はしていますけれども、やはり国の基準よりも充実した基準として、町としては少人数学級を目指していくんだという姿勢については持っていたきたいなというふうに思います。

教員の足りてない状況というのも全国的に聞いてますけど、実際の今年度の状況、奈良県下での状況が、もし分かるようでしたら教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今お尋ねのところなんですけど、私ども数字は把握しております。

ただ、その根拠となります情報の正確性につきましては、現時点で確認が取れておりませんので、この場でお伝えすることが議員の皆様方に不信感を与える形になろうかと思えます。再度、申しますけども、教員が不足している数というのは非常に深刻な状況であり、斑鳩町においてはそういう状況にはないものの、県内の多くの各市町村ではお困りの状況があるということだけは認識しております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教員不足の状況につきましては、私も理解はしているつもりですが、先ほど申しましたように、姿勢だけはやはりきちっと持っていただきたいと。

この間ですね、もともと30人学級編制をされていたときも、その1人、2人どうしてもはみ出してしまうという状況があって、その基準を緩和したことがあったんですけども、これがまた35人学級になっても1人、2人はみ出して、また基準が緩和していくという後退につながるようなことはやはりよくないなというふうに思いますので、その点についても併せて指摘をしておきます。

詰めて必ず教員も確保できない中でやるようなむちゃなことは言いませんが、きちっとその考え方については今後も堅持していただきたいということを申しあげて、この質問については終わっておきます。

それでは2点目の質問に移ります。次の質問は、補聴器購入費の助成制度の充実について、拡充についてです。

この補聴器に対する助成を取り巻く状況としては広がっておりまして、高齢者の方対象だけじゃないんですけども、この補聴器の現物支給も含めまして464自治体に全国で広がっているという状況です。

斑鳩町では、町独自の高齢者の補聴器購入費助成制度を県下では一番最初に導入されて、町民の皆さんからだけでなく他の自治体からも評価・注目をされてきました。

実際に制度を利用された方からは、補聴器を購入しようかどうか迷っていたが、町の制度ができ、購入してみようと思うきっかけになった。また、補聴器は高額のものが多く上限2万円ではあるんですが、助成制度があるのはありがたいと喜びの声をお聞きしています。

一方で、「人の声が聞きづらくなったので補聴器の購入を医師に相談したが、診断してもらった結果、聴力レベルが町の補助対象範囲ではないということが分かり、補聴器自体が高額ということもあって購入を諦めた」という声も聞いています。

高齢者にとって補聴器が果たす役割は、コミュニケーションの向上による生活の充実

や認知症の防止、言葉の分析能力の維持、また危機予知による安全確保などが挙げられまして、補聴器を装着することによって安全快適に生活を送ることができ、健康維持にもつながる非常に重要なものであることは、町も認識されていますし、先ほど同僚議員が質問された中でも確認ができたと思います。

補聴器を装着するタイミングや、どの程度、聞こえが悪くなったら必要なのかという点で調べてみますと、補聴器については、なるべく早い段階で使い始めることが勧められていました。

具体的な数値でいうと、日本聴覚医学会難聴対策委員会というところ、専門家の集団なのですが、補聴器の装着が適用とされる基準は中等度難聴、聴力が40デシベル以上になったときというふうにされています。

40デシベルの聴力でいうと、大体、通常の会話の声の大きさでも少し聞き間違いが増えてくるといったレベルとのことでした。

この40デシベルという基準は、現在の町の基準である50デシベルよりも数値的には低い基準となっていますが、特に高齢者にとっては、先ほど挙げた役割と併せて、早い段階で補聴器の取扱いに慣れることや、音の聞き取りが保たれることがメリットとして挙げられています。

制度を導入して以降、周知を図り、より多くの方にこの制度を利用していただこうと町のほうでも努力をされてきましたが、今回、専門家が示す基準に適用範囲を広げることにより、これまで以上に有用な制度として町民の皆さんに活用いただけるのではないかというふうに考えまして、今回、質問に挙げさせていただいたところです。

それでは、順にお聞きしたいと思います。まず1点目として、制度導入時からの各年度ごとの予算額と実績について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 高齢者補聴器購入費助成制度の制度開始時から現在までの予算額と実績についてのご質問でございます。

本事業は令和4年4月から開始しており、予算額については開始年度の令和4年度は50万円で、令和5年度から令和7年度までの予算額は30万円であります。

交付実績につきましては、令和4年度が助成件数12件で助成金額は23万4,700円、令和5年度が助成件数10件で助成金額は20万円、令和6年度が助成件数20件で助成金額が40万円でありました。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 予算額については年度当初から減ってきていますが、実績については、特に昨年度で20件と大きく増えているという状況なので、これについては非常によいことだというふうに私も認識をしています。

次、2点目なのですが、冒頭で申しあげました日本聴覚医学会難聴対策委員会が補聴器を使い始めるのに推奨している聴力レベルが40デシベル以上との基準を示していますが、これに対する町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 当町では現在、補聴器購入費助成制度の対象となる聴力レベルにつきまして、両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または一側耳の聴力レベルが30デシベル以上、かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上を基準としております。

この聴力レベルは、奈良県における軽度中等度難聴児の補聴器購入助成制度における聴力レベル表において、40デシベルを普通会話が可能な軽度難聴、50デシベルからが中等度難聴とされていたことから、この基準を参考とし、また、制度開始時において、他市町村で実施されていた同様の制度の基準を参考とし設定したものでございます。

質問者がおっしゃられます日本聴覚医学会難聴対策委員会による難聴の程度分類では、中等度難聴に当てはまる平均聴力レベルは40デシベル以上70デシベル未満であるとされておりますけれども、聴力レベルにつきましては、国による統一した設定されたものではなく、各団体により様々に設定されているものであると認識しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 様々な基準があるとのことですが、専門家が示している基準ということで、私は非常に参考になるのではないかというふうに思います。

続いて、次の質問にいきますが、3点目として、現在、町が基準としている50デシベル以上から40デシベル以上にまで補助対象を広げた場合ですね、年間で、この制度を利用される方はどれぐらいの増が見込まれるのか、この点について町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 町といたしましては、高齢者の聴力の程度に関する統計資料を持ち合わせていませんことから、ご質問いただきました内容の利用者数の増加の見込みについてお示しすることは、現時点では困難であると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） お隣の三郷町で、この補助対象範囲を拡充しています。

実績としましては、三郷町さんで令和4年度、これは制度導入したときですね、年間で2件、令和5年度が5件、令和6年度につきましては12月までで2件であったんですが、年明けの1月から、先ほど申しあげました対象を50デシベル以上から40デシベル以上に広げたことによって、新たに7件の利用があったとのこと。令和6年度の実績としては合計で9件になったとお聞きしています。ですので、斑鳩町でも補助対象を広げることによって、より多くの方に利用していただけて、高齢者の皆さんの健康維持、安全確保につながるのではないかと。また、もともと制度導入時に見込んでいました利用件数、予算額から見ても、町としても対応可能だというふうに思うんですが、次、4点目ですね、補助対象を広げるということについて、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） この高齢者補聴器購入費助成制度につきましては、高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、高齢者福祉の増進に資することを目的とした事業でもあり、補聴器は、高齢者の社会参加及び健康維持を図る上でも重要なものであると考えております。

補助対象の聴力レベルを拡充することにつきまして、さきの答弁で申しあげましたとおり、様々な考え方を研究しながら、今後も引き続き検討を行い、高齢者福祉の向上に資する制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 「検討する」とのことなので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。この質問については以上で終わっておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次、3点目の質問に移ります。3点目は、国保加入者への資格確認書の発行についてです。この間、マイナ保険証と資格確認書の関係については、昨年から繰り返し一般質問で取り上げてきましたが、昨年の12月2日から新規の健康保険証が発行されなくなり、これまでの保険証の期限が切れた方については、マイナンバーカードに健康保険証を登録したマイナ保険証を取得するか、またはマイナ保険証を取得されない方については、資格確認書が被保険者に発行されることになっています。

政府は一貫してマイナ保険証の取得を推進してきましたが、個人情報取扱いの問題や

病院窓口でのトラブル、また、そもそも紙の保険証のほうを使い勝手がよいという点などから、昨年の衆議院選挙でもこの問題が大きな争点のひとつとなり、政府も国民の声に押され様々な対応を余儀なくされてきている状況だと思います。

その後のマイナ保険証の利用状況を調べましたところ、全国保険医団体連合会というところがインターネットで掲載していましたが、2025年4月の段階で、厚生労働省がマイナ保険証の利用率については28.65%となったことを公表しており、3月の27.26%からの伸びは1.39%にとどまっているとのことでした。

マイナ保険証の利用件数としては、6,737万件と過去最高を記録しているとのことですが、全国でマイナ保険証の利用登録の解除を申請した件数というのが、4月の1か月間で1万4,593件となり、累計で見ますと9万8,825件も登録を解除されていると。これは私、非常に驚いたんですが、マイナ保険証の利用率が3割に満たないということも併せまして、マイナ保険証では都合が悪いという方が多くおられるのではないかなということをお話しているというふうに思います。

こうした状況の中、前回、令和6年12月の議会でマイナ保険証保持の有無にかかわらず被保険者全員に資格確認書を発行するべきではないかと質問をさせていただきました。町は、国が示すとおり、マイナ保険証を持っていない方に対して資格確認書を発行するとの見解を示されましたが、その後の状況を見る中では、資格確認書を被保険者全員に発行するという対応が広がってきているというふうに思います。

まず、後期高齢者医療についてですが、厚生労働省は4月3日、75歳以上の後期高齢者全員に対してマイナ保険証保有の有無にかかわらず全員に資格確認書を交付することを審議会に提案し、了承されました。

これは、2025年8月から2026年7月末までの暫定的な対応としています。後期高齢者でマイナ保険証を保有している人はおよそ1,300万人、非保有者がおよそ700万人とのことですが、2千万人全てに1年間は資格確認書が交付されることになります。

昨年12月のマイナ保険証利用率については、65歳から69歳の方が33.5%に対して、85歳以上の方は17.2%と低い水準となっています。

現在、後期高齢者の発行されている健康保険証は、有効期限が2025年7月末となっています。厚生労働省は、このタイミングで資格確認書の交付を求める方からの申請が市町村の窓口に集中し混乱することを防ぐための暫定的措置と説明しています。

この厚生労働省の説明を基にしますと、後期高齢者と同様に国民健康保険についても

従来の保険証が有効期限を迎える直前の市町村窓口での混乱は避けられないものだというふうに考えます。

先ほど申しあげましたマイナ保険証の利用率の低さを考えますと、この問題は後期高齢者のみにとどまらず、国民健康保険として対応が必要な問題だと考えられます。

そうしたことから、全国の自治体では、前回の質問以降も自治体が独自に判断し、国民健康保険の被保険者全員に資格証を発行するところが増えてきています。

前回、京都府の久御山町や宇治田原町、笠置町、そして東京都の世田谷区、新宿区についてはお示ししましたが、確認できる範囲では、さらに東京都の渋谷区についても、区独自の判断で国民健康保険の被保険者全員に資格確認書を発行されるということです。

今回、7月31日、7月末で多くの方の国民健康保険証の期限が切れるということもありまして、改めてこの6月議会で町に実施を求めたいということもあり、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは、順にお尋ねしたいと思います。まず1点目のマイナ保険証の取得状況と一体化解除の申請状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 初めに、マイナ保険証の取得状況でございますが、令和7年4月現在で、国民健康保険の加入者数4,684人に対しましてマイナ保険証の登録者数は3,169人、取得率は67.7%となっております。後期高齢者医療では、加入者数5,383人に対しまして登録者は3,848人、取得率は71.5%となっております。

次に、解除申請の件数でございますが、令和7年5月現在で、国民健康保険で16件、後期高齢者医療で14件、提出されております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、数字を聞いてちょっと驚いたのは、国保加入者のほうがマイナ保険証の取得率が低いということですね。

私は逆だというふうに思っていたので、ちょっとびっくりしましたが、そういう状況だということで理解をしておきます。

次、2点目として、マイナ保険証利用時のトラブルや住民からの相談状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） マイナ保険証の利用時に関しまして、住民からのトラブル

の報告などは受けていないところでございますけれども、「マイナンバーカードを持っていないが支障はないか」「紐づけをしないといけないのか」などの相談を月に数件程度はいただいているところでございます。

こうした相談につきましては、８月以降の取扱い等につきまして、従来の保険証に代わる資格確認書をお送りすることなど説明させていただき、ご理解をいただいているところでございます。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　それでは、続いて３点目の質問に移ります。

これまでも申しあげてきたんですが、後期高齢者医療と同様に国民健康保険被保険者全員に対しても資格確認書を発行すべきだというふうに考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君）　中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君）　資格確認書につきましては、国の通知にもありますようにマイナンバーカードをお持ちでない人、マイナンバーカードを持っても健康保険に紐づけをされていない人に対し交付することとしております。万が一、マイナ保険証を紛失した場合やマイナンバーカードの有効期限が切れた場合など、マイナ保険証を使えない場合には、臨時的に資格確認書を発行することで診療を受けていただける対応が可能ですので、令和６年１２月議会におきまして、質問者の質問にご答弁をさせていただきましたように、法改正によります国の通知に基づきまして、また、奈良県下統一して実施している中で、町といたしましては一律に全被保険者に発行することは考えていない状況でございます。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　もともと私が聞いている範囲では、大和郡山市もそのような対応をするというふうにお聞きしていたのですが、ホームページを見る限りでは国と同様の対応になっていました。

県のほうからこの問題、この件について、市町村に対して何か考え方等が示されたことがあるんでしょうか。

○議長（中川靖広君）　中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君）　県からのそういった見解ですけれども、県と各市町村のあわさるその会議の中で、この件だけではございませんけれども、統一化に向けた制度の中で、この資格確認書につきましては国の指針に基づき、それをお願いするのではなく

て、その辺どうかという中で各市町村等も含めて確認をした。この資格確認書の発行の取扱いをするという確認をしたという形で聞いております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その際に、先ほど申しあげました大和郡山市からは独自で対応したいというような発言等はなかったのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） その会議の中では、郡山市さんからもそういった話があったということは聞いておりませんし、直接、大和郡山市さんにも確認をさせていただいたんですけれども、全くそういったことはないというふうに確認を取っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私のほうでも、またちょっといろいろ聞き取り調査などを行いたいと思います。

この質問の中で、後期高齢者医療については、国のほうで被保険者全員に対して資格確認書を発行するという対応をされましたけども、質問で申しあげましたように、国保のほうもそういう対応が必要、状況としては一緒じゃないかなというふうに思うのですが、国のこの対応について、副町長、どのように考えられますか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 国の対応ということですが、一般的に後期高齢者の方については、こういったマイナンバーカードについての、先ほど理由を申し述べられてましたけども、そういったカードの不慣れな方が多いという要因もあって、国のほうでそういった方針転換をされたということを聞いておりますので、そういったところが、国民健康保険のほうではそういった議論にはなっておりませんので、基本的にはやはり利用者目線で立ったところでは、一旦、国としては方針転換されておりますので、そこは評価したいと思いますけれども、また、これから8月以降、実際こういった形で各市町村の窓口で、状況を見る中で、国のほうでもそういった混乱等見られた場合においては、また対応等を検討されるというふうに思いますので、そういったところを注視していきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 質問に対しては前向きな答弁はいただけませんでしたでしたが、やはり一番心配するのは、被保険者に不便があってはならないというふうに思いますので、

町としても柔軟に対応していただきたいということを申しあげて、今回は終わっておきます。

それでは、次の４点目の質問です。４点目は、自転車用ヘルメットの購入費助成制度の創設についてあげさせていただいております。

道路交通法の改正によって、令和４年４月１日から自転車を運転する全ての人はヘルメットを着用することが罰則なしの義務化、いわゆる努力義務になりました。

ご存じのように、自転車のヘルメットを着用することには多くの効果があります。

具体的には、ヘルメットを着用することで頭部への衝撃をおよそ６０％低減し、頭部外傷による死亡率をおよそ４０％低下させることが科学的に証明されています。

さらにヘルメットを着用していない場合、交通事故での頭部負傷による重症者の割合は着用している場合に比べて１．７倍高いことが示されています。

したがって、ヘルメットは自転車利用時の安全を大幅に向上させる重要なアイテムであり、一人でも多くの方に着用いただけるような条件や環境の整備が行政には求められているというふうに感じています。

この質問については、令和４年６月議会でもさせていただき、当時、私を含めて３人の議員が同様の質問をされたと認識しています。

その際、町長からは「検討する」との答弁がありましたが、いまだに制度は創設されていません。

町は、自転車用ヘルメットの着用が罰則はないんですが、義務化されたことについて、周知をすることによって着用率を上げるという取組みを行ってきていると思いますが、町内の現状を見ると、それもあまり効果が上がっているようには思えません。

そうしたことから、今回、改めて自転車用ヘルメットの着用率向上を目指して、町として購入費補助制度、助成制度をつくっていきたいというふうに考え、質問に挙げさせていただきました。

それでは順にお尋ねしたいと思います。

まず１点目として、自転車用ヘルメットの着用率についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車ヘルメットの着用率についてのご質問でございます。

斑鳩町単体ではなく奈良県としてのデータでございますが、令和６年８月に奈良県が実施したインターネットによる県民ウェブアンケート調査では、「自転車利用時にヘル

メットを着用していますか」との設問に対しまして、「毎回着用している」が１８．１％、「たまに着用している」が９．４％、「通勤・通学時などに限定して着用している」が１．９％となっておりまして、全体として２９．４％の人が何らかの形でヘルメットを着用しているという結果でございます。

また、令和６年７月に警察庁が実施した調査では、全国平均のヘルメット着用率が１７％に対しまして、奈良県の着用率は１３．７％という結果でございました。以上です。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　今、お答えいただいたように着用率としては非常に低い状況になっているというふうに思うんですが、この自転車用ヘルメットの着用が進まない要因について、町はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君）　自転車ヘルメットの着用が進まない要因でございます。

さきのご質問で述べました県民ウェブアンケート調査におきまして、自転車利用時のヘルメット着用に関する設問では、ヘルメット着用の義務化について９０．８％の人が「知っている」と回答されております。

一方で、７０．６％の人が「全く着用していない」と回答されております。

自転車利用時にヘルメットを着用していない理由に関する設問では、「着用が面倒だから」「着用すると頭が蒸れて不快だから」「ヘルメットの保管場所がないから」「ヘルメットの盗難が心配だから」「法律・条例等で罰則規定がないから」「かぶらなくてもけがをしなさそうだから」の選択肢を選ばれる比率が高い結果となっております。

このアンケート調査からも、ヘルメットの着用が進まない要因といたしましては、自転車利用者の意識によるところが大きいと考えております。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　そうした結果が出ているということで、まだまだ認識については、必要だという認識に至っていないというのもよく分かります。その点でいうと町が行っている周知というのは非常に大事であり、今後も継続していただきたいというふうに思うのですが、その状況でもなお着用率を上げていこうと思うと、町として、申しあげてます助成制度の創設というのがひとつの手法かなというふうに思いますが、この自転車ヘルメットの購入費助成を実施されている自治体、奈良県下でどれぐらいあるのか、実態をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県下の助成実施自治体の状況でございます。

奈良県内の市町村における自転車用ヘルメット購入費助成制度の創設状況といたしましては、大和郡山市、桜井市、葛城市、御所市の４市、安堵町、三郷町、王寺町、上牧町、河合町の５町となっております。

なお、奈良市におきましては、令和５年度に実施されておりましたが終了されております。以上です。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 終了されたところもあるとのことですが、現在、４市５町で実施をされているということで、私も三郷町さんの実績をちょっとお聞きしたんですけども、三郷町さんは上限２分の１、３千円で実施をされていまして、令和５年１０月時、年度途中から実施されましたが、これは４月まで遡って申請ができるとのこと、実績をお聞きすると８７件の実績があるとのことでした。令和６年度、昨年度については５９件の実績があって、今年度は６月２日の時点で１４件の実績があるとのこと。

こうしたことから、制度をつくれば、やはりそれを利用していただき、ひとりでも多く着用していただける方が増えているというふうに思いますので、ぜひ斑鳩町でも町民の命と安全を守るためにこの制度を創設していただきたいというふうに考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車用ヘルメット購入助成制度の創設に対する町の見解についてのご質問でございます。

先ほど議員が説明されました自転車利用の方への着用に関しての重症の度合い等がご紹介されましたけども、ヘルメットの着用の必要性を認識していただくことが非常に重要であると感じております。

しかし、さきのご質問でお答えいたしましたヘルメットを着用しない理由においては、９割以上が安全意識に欠けた事由となっていることから、町といたしましては交通安全意識の向上を図ることを最優先と考え、引き続き、西和警察署など関係機関との連携や、町立小学校での交通安全教室の開催や広報紙への記事掲載、イベントでの普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） それも当然必要ですけど、私は非常に消極的だというふうにいるんですね。もっと積極的に、町民の皆さんに自転車に乗る際にはヘルメットを着用し

ていただくということを、町としてやはり推進していくという立場を取っていただきた  
いと思うんです。

先日、ある方がずっと自転車に乗っていて、これは補助制度あるなしにかかわらず常  
に自転車用ヘルメットをかぶっておられる方なんですけども、ちょうど三室の交差点の  
ところの横断歩道を渡っていたところ、右折車に後輪に突っ込まれて、もう頭から落ち  
て転倒したと。そのときにヘルメットをかぶっていたので重症化しなかったけど、自分  
は意識してかぶってるからいいけども、まだまだそういう意識の低い方とか、前回の質  
問でも紹介しましたが、ヘルメットはだいたい３千円ぐらいだと思うんです。もっと  
安いのもあるというふうに議長おっしゃってましたけど、おっしゃってましたけど、そ  
れでもやはり今、物価高騰の折ですとか、家族の分を購入しようと思うと、やはりそこ  
まで手が出ない。費用の問題で欲しいけど購入ができないという方の購入のきっかけに  
つながるのではないかなというふうに思いますので、私は積極的にその補助制度をつくっ  
て、町民の皆さんに「ヘルメットを着用してください。買って着用してください」とい  
うことを発信していくべきじゃないかなというふうに思うんですが、これ、町長、町の  
姿勢としていかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 先ほど部長のほうからも答弁させていただいております。ヘルメ  
ットの重要性というのは私も認識をしておりますけども、やはり住民の方の安全性への  
認識、こういうのが一番大事かなというふうに思います。

その中で、やはりこれからも引き続き、いろいろな形で啓発活動を行っていききたいと  
いうふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 今回、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいと思うんですけど、  
私はもっと積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、制度をつくる  
ことに対して、町長、後ろ向きになっていないかなというふうに思うんですが。

何か不都合があるのでしょうか。この間、３人の議員が質問して、私も繰り返し質問  
させていただきましたけど、なかなかやはり「うん」とおっしゃらない。啓発はしてい  
るけども、なかなか着用率は進んでいないという状況で、近隣でやっているところの、  
制度をつくれば実績がありますよということを申しあげましたので、効果はあるという  
ふうに思うんです。

そこで、町長、引っかかっているところは何なのか、教えていただきたいと思うのです

が。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 別に引っかかっているとかなんかそういうことはございません。

今まで、こういうヘルメットの義務化というものができたときに、やはりそのときに町として動いていけばよかったですけども、时期的なものがございました。

今、すでにもうヘルメットを購入されている方もおられます。そのような中で、やはりその公平性等も考える中では、私は今の段階でその補助制度を創設するというのは向いていないんじゃないかなと感じるところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その問題というのは、助成制度をつくと必ず出てくる問題だというふうに思うんです。

当然、法律が変わった時点でできたらよかったんですけども、様々な制度がいろいろ補助制度としてなっていく中で、すでにそれについては購入されていたりとか、ワクチンでしたら病院ですでに打っているという方もいらっしゃると思うんです。そういう方については、感情的に「何やねん」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、トータル的に見て、町民の皆さんの命と安全を守るという点でいうと、これは予算的に見ましても、三郷町さんの実績から見ても、年間で多いときで26万円ほどですね。町の財政からすると、財源がないからできないということではないというふうに思いますし、制度をつくる際には、どうしてもそういう問題というのが出てくるというふうに思うんです。

ただ、やはり町民の皆さんの命の安全を守るという立場に立って、この問題については総合的に考えていただきたいというふうに思います。

改めまして、町長、再度答弁をお願いできますか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 言われてることはよく分かっております。

ただ、ヘルメット自体の金額も割と安価なものがございます。町のほうでいろいろな形で補助制度もつくっております。ただ、それにつきましては、やはりその品物自体が高価なものになっている。それを補助しようということで補助をしているわけでございますので、できるだけ安価なものについては、やはり住民の皆さんも町のことも財政等も考えていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 一般的に比べて、平均が３千円だとしたら、議長おっしゃったように千円を切るものもあると。

ただ、それが高いか安いかというのはその家庭の財政状況によると思うんです。それをやはりお困りの方に購入していただけるような制度として考えていただきたいなというふうに思いますが、繰り返しの議論になってしまいますので今回はここで置いておきますけども、また問題については改めてやらせていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、１２番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前９時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした。

（午前１１時４７分 延会）